

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 3 月 19 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大谷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 3 月 19 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

| | |
|------------|-------|
| 法人 | 1 経営体 |
| 個人 | 0 経営体 |
| 認定農業者 | 1 経営体 |
| 集落営農（任意組織） | 0 組織 |

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手がない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

<現状のあり方>

- ・地区の現状としては、土地所有者が親元、地域から離れており空き家、一人暮らしの世帯が増加している。そのため、働く家族（担い手）がない状況となっている。また、中山間地域であるため、手付かずの耕作放棄地が増加しており、限界集落を痛感している。しかし、耕作は委託しているため集落

(別紙)

には、危機感がない。

<今後のあり方>

- ・集落営農組織の立ち上げを検討していく。
- ・農業参入企業を受け入れに向け、農地の集積や保全をしていく。
- ・シバザクラ等の地衣植物を植栽し、畦畔の草刈作業の労働力を軽減していく。
- ・リーダー作りを行い農地維持管理組合等の設立を考え、農地の維持管理を行っていききたい。